

第106号議案

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月18日提出

蒲郡市長 稲葉 正吉

1 当事者

原告 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
代表者 蒲郡市長 稲葉 正吉
被告 豊橋市梅藪町字屋敷4番地
有限会社梅藪事業所
代表取締役 牧野 郁生
豊川市御津町広石祓田30番地1
小田桐 功

2 事件名

損害賠償請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、金85,910,327円及びこれに対する平成29年9月21日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4 訴えの対象物件

- (1) 市道東矢田陳ノ山1号線の一部
- (2) 市道陳ノ山2号線

5 訴訟の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。

提案理由

蒲郡市豊岡町陳ノ山地内の市道を違法に掘削した事業者が、当該市道の復旧に係る損害賠償請求額の支払に応じないため、損害賠償請求額の支払を求める訴えを提起するため提案する。